

● 国立研究開発法人情報通信研究機構公益通報者保護規程

(平成21年6月9日 09規程第9号)

改正 平成23年 3月29日 10規程第 62号

改正 平成25年12月17日 13規程第 22号

改正 平成28年 3月29日 15規程第164号

改正 令和 3年 3月30日 20規程第 72号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）における公益通報者の保護、公益通報の処理その他公益通報について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公益通報」とは、次の各号に掲げる者（第4条第1項及び第11条において「役職員等」という。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、機構又は機構の業務に従事する場合における機構の役員、職員その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、機構に通報することをいう。

一 機構の役員又は職員

二 労働者派遣契約に基づいて機構の業務に従事する派遣労働者

三 機構との委託契約、請負契約その他の契約に基づいて他の事業者が事業を行う場合における当該事業に従事する者

2 この規程において「公益通報者」とは、公益通報をした者をいう。

3 この規程において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

一 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）別表に掲げる法律（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実

二 公益通報者保護法別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

三 前2号に掲げるもののほか、法令違反、規程違反その他の機構の適正な業務運営を阻害する行為の事実

(公益通報窓口)

第3条 公益通報を受け付ける窓口及び公益通報に関する相談に応じる窓口（次項及び第4項において「公益通報窓口」という。）を総務部に設置する。

2 公益通報窓口は、受付管理者及び受付担当者を置く。

3 受付管理者は、総務部長とする。

4 受付管理者は、公益通報窓口に関する事務を総括する。

5 受付担当者は、総務室長、総務グループリーダー及び受付管理者が指名する者とする。

6 受付担当者は、受付管理者を補佐する。

(公益通報の手続き)

第4条 役職員等は、自らの氏名及び連絡先を明らかにした上で、書面、電子メール、電話、ファクシミリ又は面会により公益通報を行うものとする。

2 氏名又は連絡先を明らかにしないで通報が行われた場合において、当該通報を信ずるに足りる相当の理由、証拠等があるときは、公益通報に準じて取り扱うことができる。

3 受付管理者又は受付担当者は、第1項の規定により、書面、電子メール、電話又はファクシミリにより公益通報（前項の規定により公益通報に準じて取り扱うこととされた通報を含む。以下同じ。）を受け付けたときは、その旨を、公益通報者（前項の規定により公益通報に準じて取り扱うこととされた通報をした者を含む。以下同じ。）に対し、速やかに通知するものとする。ただし、公益通報者の連絡先が明らかでない場合又は公益通報者が通知を必要としない旨の意思表示をした場合を除く（次条第2項において同じ。）。

(調査の要否の検討等)

第5条 受付管理者は、公益通報を受け付けたときは、総務系理事及び監事に直ちに報告するとともに、当該公益通報に関する調査の要否を検討し、調査が必要であると判断した場合には、当該公益通報を国立研究開発法人情報通信研究機構リスクマネジメント規程（08規程第35号）第6条のリスクマネジメント委員会（以下「委員会」という。）及び理事長に報告する。

2 受付管理者は、前項の検討の結果及び調査が不要であると判断した場合にはその理由を、公益通報者に対し、公益通報を受け付けた日から20日以内に、通知しなければならない

(調査)

第6条 委員会は、前条第1項の公益通報の報告があったときは、速やかに当該公益通報について調査を行う。

2 委員会は、必要と認めるときは、その指名する職員（次項及び第12条において「調査担当者」という。）に、調査の一部又は全部を行わせることができる。

3 調査担当者は、調査を終了したときは、その結果を委員会に報告する。

(審議)

第7条 委員会は、前条の規定による調査の結果、公益通報の内容が事実であると認めるときは、当該公益通報に係る通報対象事実を是正するために必要な措置を審議する。

(是正措置)

第8条 理事長は、前条の審議の結果に基づき、通報対象事実を是正するために必要な措置を講ずるものとする。

(調査結果等の通知)

第9条 受付管理者は、第6条の規定による調査の結果及び前条の規定による是正措置が講じられた場合にはその内容について、公益通報者に対し、遅滞なく、通知しなければならない。ただし、公益通報者の氏名若しくは連絡先が明らかでない場合又は公益通報者が通知を必要としない旨の意思表示をした場合を除く。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 機構は、公益通報者がこの規程に基づき公益通報を行ったことを理由として、当該公益通報者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

(他人の正当な利益等の尊重)

第11条 役職員等は、公益通報をするに当たっては、他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう努めなければならない。

(個人情報等の保護)

第12条 受付管理者、受付担当者、委員会の委員、調査担当者その他の公益通報の処理に関与する者は、正当な理由なく、個人情報その他当該公益通報に関して知ることのできた秘密を開示してはならない。

(利益相反の排除)

第13条 公益通報に係る通報対象事実に関係する者(次項において「関係当事者」という。)は、当該公益通報の処理に関与してはならない。

2 総務部長が関係当事者に当たる場合には、理事長が別に指名する者を受付管理者とする。

(適用除外)

第14条 公益通報としてされた通報が次の各号に掲げる事項に係るものであるときは、この規程の規定を適用せず、当該各号に規定する規程の定めるところによる。

- 一 国立研究開発法人情報通信研究機構における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程(06規程第13号)第2条第1号に規定する研究活動に係る不正行為
- 二 国立研究開発法人情報通信研究機構セクシュアル・ハラスメント防止規程(04規程第16号)第2条第2号に規定するセクシュアル・ハラスメント
- 三 国立研究開発法人情報通信研究機構妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント防止規程(18規程第53号)第2条第2項に規定するハラスメント
- 四 国立研究開発法人情報通信研究機構パワー・ハラスメント防止規程(20規程第1号)第2条第2項に規定するパワー・ハラスメント

附 則

1 この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成23年3月29日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月17日)

この規程は、平成25年12月17日から施行する。

附 則(平成28年3月29日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。